

4. 1 電子ジャーナルの導入と契約

東京大学附属図書館情報管理課長

星 野 雅 英

1. 電子ジャーナルの普及

1) 背景

- a) 電子図書館への取組が活発に（平成8年頃）
 - ・ウェブでの情報提供が一般化
- b) 外国雑誌の高騰化
 - ・雑誌（・図書）の選定と経費の負担：先生方に強く依存
 - ・経費削減（これ以上増やせない）
 - 雑誌の購入が大幅に削減 <見たい雑誌が見られない>
- c) 図書館の長年の課題
 - ・雑誌を幅広く、安定的に確保（長年の課題）
- d) 出版社の電子ジャーナルの発信が本格化（平成10年頃）
 - ・電子ジャーナルの普及が著しい（平成14年）
 - これで、長年の課題が解決？

2) 電子ジャーナル・タスクフォースの取り組み

- a) 国立大学図書館協議会に、平成12年9月設置
 - （主査：伊藤名古屋大学図書館長 副主査：土屋千葉大学教授
事務局： 東大情報管理課資料契約掛）
 - ・コンソーシアムの形成に向けて発足
 - ・海外の大手出版社に対し提供条件について交渉を開始・継続中
- b) コンソーシアムを形成（参加は自由）
 - 形成済み： Elsevier (Academic Press 含む), Wiley, Springer, Blackwell, Kluwer, Nature, IEEE/CS, Karger
 - 交渉中 ： OUP, Taylor & Francis
- c) 交渉内容
 - ・より良い提供条件の獲得
 - ・より良い価格モデルの構築
 - ・バックファイルへのアクセス拡大（より多く、無料で）
 - ・永久アクセス権の確保（NIIとの連携、アーカイブ・ミラーサーバ等の確保）

→ 最終的には、個々の大学が出版社等と交渉し、価格を決定することになる
（タスクフォースは、全般的なことのみに）

2. 電子ジャーナルに対するスタンスの違い

1) 出版社

- ・電子ジャーナルの提供に伴って、冊子のキャンセルは避けられないが、その分は電子ジャーナルの値上げでカバーしたい。

2) 先生方

- ・電子ジャーナルが読めるのであれば、重要度の低い冊子は削減したい。
- ・冊子を早くやめた方が得？
(→ 図書館としては、冊子のキャンセルを防がねばならない。)

3) 図書館

- ・冊子の減少を電子ジャーナルで補いたい。
- ・コンソーシアムを組んで、少ない負担で、より多くを確保したい。
- ・冊子のキャンセルが、電子ジャーナルの値上げに繋がることは避けたい。

4) 代理店

- ・(冊子と違って)代理店が必要ないとなると収入減に繋がる？
- ・代理店が電子ジャーナルを販売したい。

5) 他人まかせの図書館員

- ・コンソーシアムに参加すると、電子ジャーナルがただ同然で、しかも購入していないものをたくさん見ることができるはずだ。(→ これは、幻想でしかない)
- ・タスクフォースで、個々の大学の事情を考え、値引き交渉等までやって欲しい。
(→ 不可能。「自館のことは自館で！」が原則)

3. 電子ジャーナルの価格は一体いくらか

1) (従来からの) 冊子の価格

1 誌毎の価格／各大学とも同じ価格

2) 電子ジャーナル価格 (c) 以下はコンソーシアム価格)

a) 個々のタイトルアクセス 1

電子ジャーナルの価格：無料 (実質的に冊子価格に含まれる)

b) 個々のタイトルアクセス 2

電子ジャーナルの価格：個々のジャーナル価格の 10～90% 前後

○ 大学規模、利用頻度によって価格が異なることがある。

c) 全タイトルアクセス 1

電子ジャーナルの価格：ある年の購読冊子総価格の 5～20% 前後

d) 全タイトルアクセス 2

電子ジャーナルの価格：ある年の冊子総価格の 80～95% 前後

冊子の価格 : 個々のジャーナル価格の 10～25% 前後

e) 全タイトルアクセス 3

電子ジャーナルの価格：大学規模による価格 (3、4 区分)

f) 分野別タイトルアクセス

電子ジャーナルの価格：大学規模による価格（3、4区分）

g) クロスアクセス（参加大学購読全タイトルアクセス）

電子ジャーナルの価格：ある年の冊子総価格の0～5%

* c)～g)のほとんどは、冊子をキャンセル（値上げ分を除く程度）しないことが条件となる。

* 利用頻度によって、価格が異なる可能性がある。

3) 電子ジャーナル価格の傾向

- ・ 電子ジャーナルをベースにした出版社単位での価格体系（d）に移行しつつある。
- ・ ただし、あくまで価格の基本は冊子の購読に強く依存している。
 - a) 契約が冊子を含めた契約が多いこと
 - b) キャンセルすれば電子ジャーナル価格の値上げに繋がること
 - c) 電子ジャーナルのみの契約がしづらいこと

4. 電子ジャーナル経費の負担の枠組みをどう作るか

1) 発想の転換が必要

- ・ 「冊子をベース」から「電子ジャーナルをベース」へ
→ 学内にもそれを納得してもらう必要がある。

2) 「全学で、購読の決定と経費の確保」が必要

- ・ 電子ジャーナルの経費は、冊子購読維持（冊子をキャンセルしないこと）が条件となっているので、全学の合意がないと不可能
- ・ 冊子が大幅にキャンセルされたら、補填は誰がするか決めなければならない。
- ・ 購読の決定
 - a) どの出版社とするか
 - b) どのジャーナルとするか
- ・ 経費の確保（経費負担方法の決定）
- ・ 長期契約
(長期的に確保できると同時に負担できるような契約)

3) 経費確保（経費負担方法）の例

- a) 文部省予算を充当
- b) 学内共通予算（学長裁量経費、間接経費）の確保
- c) 冊子を削減しないよう要請（キャンセルした場合数10%を徴収）
- d) 大手出版社の冊子経費（の数10%）を共通経費化
- e) 利用実績に応じて負担額を徴収
- f) 教官数に応じて（固定）負担額を徴収

* これらの組み合わせ

4) 学内からであるであろう様々な意見

- ・全タイトル導入しても実際は利用が少ないのではないか。
- ・全タイトルではなく利用の多いものだけ導入すればよい。
- ・利用したい人が、個人で導入すれば、結局は安いのではないか。
- ・冊子分を負担しているのに、電子ジャーナル分も負担しなければならないのか。
- ・ほとんど使わないのに共通経費であってもそれを取られるのはおかしい。
- ・利用実績といっても、負担方法は適切な方法かどうか。
- ・利用実績に基づく負担方法は正確か（妥当なのか）。
- ・利用実績というと、学生の利用を制限することになるのではないか。
- ・そもそも電子ジャーナルの価格は適切なのか。

5) 経費負担が困難な場合

- ・各大学の可能な範囲に限定
- ・全タイトルアクセスすることに拘らない
- ・契約内容の見直し
 - a) 対象の出版社を減少
 - b) 冊子購読の電子ジャーナルに限定
 - ・非購読のものは、バックナンバーも含めて、有料で
 <全タイトルが見られるのは、「たまたま運が良かっただけ」?>
 - c) 無料の電子ジャーナルに限定
 - ・最新のものを、無料で
 - ・バックナンバーは、ILLか、有料で論文単位で入手
 - d) 電子ジャーナルを導入しない
 - ・ILLか有料で論文単位で入手

5. 電子ジャーナルの契約

1) 契約パターン

- ・電子ジャーナル込みで冊子として契約
 - ・電子ジャーナルで契約（冊子は別契約）
- 出版社と直接契約

2) 大学単位の契約

<コンソーシアム契約は現実的でない>

3) 価格算定方法と妥当性の保証

<冊子のような定価表がない>

4) 契約内容

大学毎に異なる契約であること

- ・冊子のキャンセル条項
- ・複数年契約（経理的な契約ではない／契約変更や値引き）

5) 利用方法等の取り決め

契約書や利用規定等で詳細に取り決めしておくこと

- ・利用契約サイトの範囲（大学1サイトか、キャンパス1サイトか）
- ・バックナンバーの利用範囲
- ・契約解除後の利用が可能か否か
- ・ILLへの利用ができるか
- ・来館者の利用が可能か

6) 利用許諾契約

電子ジャーナルは、外国雑誌と違って「物」を購入するわけではなく、インターネット上の利用許諾を得るものであること

- ・国立大学では、「役務契約」となること。前金払いが可能なこと。

7) 契約先

- ・外国の出版社との直接契約も可能であること

8) 経費の支払い

- a) 代理店への手数料
- b) 海外の出版社との直接契約の場合
 - ・外国送金と手数料
 - ・国内口座への送金
 - ・消費税の免除
 - ・非居住者外国法人の所得にかかる源泉徴収の扱い（徴収しない）
- c) 関税の免除
- d) 前金払い（4月）と契約期間（4月～3月）

6. まとめ

1) 電子ジャーナルは確実に増える。バックナンバーも電子化が進む。

→ 「電子図書館の到来!？」

図書館が大きく変わる可能性がある（施設・サービスと図書館員の役割）

- ・それでも、冊子は必要（なくなるはない）

2) 電子ジャーナルを確保できるか否かが大きな分かれ目となろう。

3) それにしても、ジャーナルは高い。

- ・ジャーナル価格の枠組みも変わるはず。
- ・「ジャーナル」のあり方から、議論せざるを得ない日が来るであろう。

4) 契約や会計の仕事は大事

- ・電子ジャーナルの契約は大変
- ・将来必ず役に立つ
- ・「外国図書や雑誌を買える」ことは図書館員のキャリアの一つ
- ・会計監査法人の監査を今後は念頭に置く必要がある